

熊本市 行政ガイドブック

日本語版



はじめに

この行政ガイドブックは、熊本市にお住まいの外国人の方々に、熊本市で生活をするための行政情報を多言語（英語・中国語・韓国語）で提供するために作成されました。

熊本市役所および郊外にある4つの総合支所では、外国人登録をはじめ国民健康保険加入、婚姻届、出生届、小学校入学手続き、市民税申告など皆さんの生活に必要な各種手続きを行っています。この多言語によるガイドブックを通して、外国から来た皆様方が行政手続きをスムーズに行い、少しでも暮らしやすく、快適に熊本での生活をおくれますことを希望しております。

なお、このガイドブックは、平成20年2月現在の内容を基に作成しています。発行後に制度改正等が行われる場合があることをご了解願います。また、このガイドブックでは、熊本市での行政手続関係について取り扱っており、入国管理局が行う「在留の手続き」については、直接、入国管理局へお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

平成20年3月
熊本市国際交流課

行政ガイドブック 目次

はじめに	人の一生と市役所 熊本市国際交流会館 外国語相談・市民相談 関係連絡先一覧表
1 外国人登録	1 新規に登録するとき・・・・・・・・・・・・・1 (1) 外国の方が新規に入国したと・・・・・・・・・・・・・1 (2) 外国籍のお子さんが生まれたとき・・・・・・・・・・・・・1 2 外国人登録証明書（カード）・・・・・・・・・・・・・1 3 登録原票記載事項証明書・・・・・・・・・・・・・1 4 外国人登録内容の変更・・・・・・・・・・・・・2 5 確認（切替）手続き・・・・・・・・・・・・・2 6 外国人登録証明書の紛失・破損など・・・・・・・・・・・・・2 7 外国人登録証明書の返納・・・・・・・・・・・・・2
2 くらし	1 日本の戸籍制度・・・・・・・・・・・・・3 (1) 出生届・・・・・・・・・・・・・3 (2) 死亡届・・・・・・・・・・・・・3 (3) 婚姻届・・・・・・・・・・・・・3 (4) 離婚届・・・・・・・・・・・・・4 2 印鑑・印鑑登録・・・・・・・・・・・・・4 3 市営住宅・・・・・・・・・・・・・4 4 ごみの収集・リサイクル・・・・・・・・・・・・・4 5 路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例・・・・・・・・・・・・・6 6 動物・ペット・・・・・・・・・・・・・7
3 医療保険	1 医療保険・・・・・・・・・・・・・8 2 国民健康保険・・・・・・・・・・・・・8 (1) 国民健康保険の加入・・・・・・・・・・・・・8 (2) 国民健康保険給付の種類・・・・・・・・・・・・・9 (3) 健康保険が使えない範囲・・・・・・・・・・・・・10 (4) 届け出が必要なとき・・・・・・・・・・・・・10 (5) 国民健康保険の喪失届（解約届）・・・・・・・・・・・・・10 3 介護保険料の支払い・・・・・・・・・・・・・10 4 特定健診・特定保健指導・・・・・・・・・・・・・10 5 後期高齢者医療制度・・・・・・・・・・・・・10
4 健康	1 健康診査・健康相談・・・・・・・・・・・・・11 2 感染症の予防・・・・・・・・・・・・・11 (1) 結核・・・・・・・・・・・・・11 (2) 性病・エイズ・・・・・・・・・・・・・12 3 母子保健・・・・・・・・・・・・・12 4 精神保健・・・・・・・・・・・・・12
5 妊娠・出産・育児	1 妊娠したとき・・・・・・・・・・・・・13 (1) 母子健康手帳の交付・妊産婦健康相談・・・・・・・・・・・・・13 (2) 妊婦の健康診査・・・・・・・・・・・・・13 (3) 入院出産費の補助・・・・・・・・・・・・・13 2 出産したとき・・・・・・・・・・・・・13 (1) 出生届・・・・・・・・・・・・・13 (2) 出産育児一時金・・・・・・・・・・・・・14 (3) 妊産婦・乳幼児訪問・・・・・・・・・・・・・14 (4) 産後ホームヘルプサービス・・・・・・・・・・・・・14 (5) ひまわりカード（乳幼児医療費受給資格者証）・・・・・・・・・・・・・14 (6) 児童手当・・・・・・・・・・・・・14 (7) 児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・15 (8) 乳幼児の健康診査・・・・・・・・・・・・・15 (9) 予防接種・・・・・・・・・・・・・15

	3	子育て支援情報その他	17
		(1) 特定不妊治療費の助成	17
		(2) 子育て短期支援事業	17
		(3) 育児学級	17
		(4) 病後児保育	17
		(5) 子育て支援センター	17
		(6) その他の施設	17
		(7) ファミリー・サポート・センター<熊本>	18
6	1	子どもの教育	19
	2	保育園	19
	3	小学校・中学校	19
	4	その他、役立つ情報	20
	5	学校を転校するとき	20
7	1	福祉	21
		(1) 母子・寡婦福祉	21
		(2) ひとり親家庭等医療費助成	21
		(3) 母子寡婦福祉資金の貸付	21
		(4) 母子自立支援プログラム策定事業	21
		(5) 母子家庭自立支援教育訓練給付	21
		(6) 母子家庭高等技能訓練促進費給付	21
		(7) ひとり親家庭無料職業紹介所	22
		(8) ひとり親家庭児童訪問援助	22
	2	配偶者からの暴力	22
	3	障がい者福祉	23
		(1) 各種手帳について	23
	4	介護保険	23
	5	国民年金	24
	6	民生委員・児童委員	25
8	1	税金	26
		(1) 所得税	26
		(2) 住民税：市県民税	26
	2	固定資産税・都市計画税	26
	3	自動車税・軽自動車税	27
		(1) 自動車税	27
		(2) 軽自動車税	27
	4	滞納したら	27
9	1	緊急の場合に備えて	28
	2	犯罪の被害や交通事故にあったとき	28
	3	火事になったとき	28
	4	急病やけがをしたとき	28
	5	地震にそなえて	28
	6	台風・洪水にそなえて	28
	7	避難について	28
	7	広域防災センター	28
付録		観光施設一覧	
		スポーツ施設一覧	

人の一生と市役所

日本への入国と熊本市への転入	外国人登録	1 - 1
	国民健康保険	3 - 2
	印鑑・印鑑登録	2 - 2
熊本での新生活	熊本市国際交流会館	はじめに
	外国語相談・市民相談	はじめに
	市営住宅	2 - 3
	ゴミの出し方	2 - 4
	リサイクル	2 - 4
	動物・ペット	2 - 6
	健康診査・健康相談	4 - 1
	感染症の予防	4 - 2
	母子家庭の方へ	7 - 1
	地域での援助を行う民生委員・児童委員	7 - 6
	家庭内暴力の被害にあったら	7 - 2
	税金	8
	妊娠・赤ちゃんができたら	外国人登録
妊娠したとき・母子保健		4 - 3
		5 - 1
出生届		2 - 1 - 1
出産育児一時金		3 - 2 - 2
乳幼児の医療費		5 - 2 - 5
児童手当・児童扶養手当		5 - 2 - 6
乳幼児の健康診査		5 - 2 - 8
予防接種		5 - 2 - 9
ひとり親家庭等の医療費		7 - 1 - 2
子育て支援		5 - 3
保育園・幼稚園	保育園に入るとき	6 - 1
	幼稚園に入るとき	6 - 2
	幼稚園就園奨励	6 - 2
	小学校に入るとき	6 - 3
	中学校に入るとき	6 - 3
	転校するとき	6 - 5
引越しするとき	外国人登録内容の変更	1 - 4
	国民健康保険に関する届け出	3 - 2 - 4
	(市外への転出の場合)国民健康保険解約届(解約届)	3 - 2 - 5
	転校の手続き	6 - 5
	引越して出たゴミの処理	2 - 4
帰国するとき	国民健康保険の喪失届(解約届)	3 - 2 - 5
	国民年金の脱退	7 - 5
結婚・離婚するとき	婚姻届	2 - 1 - 3
	離婚届	2 - 1 - 4
	外国人登録内容の変更	1 - 4
高齢者と障がい者のための福祉	障がい者福祉	7 - 3
	介護保険	7 - 4
	国民年金	7 - 5
お亡くなりになったら	死亡届	2 - 1 - 2
	外国人登録内容の返納	1 - 7
	国民健康保険に関する届け出	3 - 2 - 4
	葬祭費	3 - 2 - 2
救急・災害	犯罪の被害や交通事故にあったとき	9 - 1
	火事になったとき	9 - 2
	救急・急病	9 - 3
	地震・台風・洪水	9 - 4
余暇	付録 観光施設一覧	付録
	付録 スポーツ施設一覧	付録

熊本市国際交流会館（花畑町4-8 TEL: 096-359-2121）

URL: <http://www.kumamoto-if.or.jp/>

熊本市国際交流会館は、熊本城の南側に位置し、市民の国際化への多様な要請に応えるとともに、在住の外国人の方々への情報サービスを行い、市民と在住外国人のふれあい拠点施設として、平成6年（1994年）に建設されました。

在住外国人の皆さんが地域に共生し、安心して暮らせるための各種サポートをはじめ、国際理解のための様々な講座の開催、国際協力、ボランティア活動の推進に取り組んでいます。

1階インフォメーションコーナーでは、BBCニュースが常に流れ、海外の新聞や雑誌、留学や国際協力に関する書籍や資料が自由に閲覧できるほか、情報交換のためのボードや多言語による相談窓口を設けています。2階交流ラウンジには、インターネットやDVD・ビデオの視聴コーナー、友好姉妹都市をはじめ、海外を知るための様々な書籍を集めたワールドスタディールームがあり、学習スペース等としてどなたでも利用できます。

また、多彩な機能を備えたホール、研修室、会議室などがあり、各種会議やボランティア活動など市民の皆さんの出会いの場、交流の場として利用できます。

外国語相談・市民相談

担当部署：熊本市国際交流会館（熊本市花畑町4-8 TEL: 096-359-2121）

日本語が話せないで困ったとき、熊本での日常生活に関する質問や相談があるときは、熊本市国際交流会館において外国語での無料相談が可能です。また、県行政書士会熊本支部の協力を得て、出入国管理法及び難民認定法に関する無料相談や、県弁護士会の協力を得て、外国人のための無料法律相談も受け付けています。

内容	曜日	時間
日本語・英語・中国語・ドイツ語	随時	9:00am-5:00pm
中国	毎週火曜日	1:00pm-5:00pm
ドイツ	毎週水曜日	1:00pm-5:00pm
アメリカ	毎週金曜日	1:00pm-5:00pm
タガログ語	第2水曜日	10:00am-2:00pm
スペイン語	第1金曜日	1:00pm-5:00pm
韓国語	第4木曜日	1:00pm-5:00pm
フィリピン人のための生活相談	第1木曜日	1:00pm-5:00pm
出入国管理法及び難民認定法に関する相談	第1水曜日	1:00pm-3:00pm
外国人のための無料法律相談（前日の午前中までに要予約）	第3土曜日	2:00pm-4:00pm

また、日本語が話せる方で、市政相談や日常生活で困っていることについて相談したい場合、市役所1階でも相談窓口を設けています。

担当部署：市民相談室（熊本市役所1階 TEL: 096-328-2078）

関係連絡先一覧表

行政手続き

熊本市役所	熊本市手取本町1-1 URL: http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/	TEL	096-328-2111
-------	--	-----	--------------

北部総合支所	鹿子木町66	TEL	096-245-2111
河内総合支所	河内町船津2069-5	TEL	096-276-1111
	芳野出張所	TEL	096-277-2001
飽田総合支所	合富町1333-1	TEL	096-227-1111
天明総合支所	奥古閑町2035	TEL	096-223-1111

南部市民センター	南高江6丁目7-35	TEL	096-358-1205
幸田市民センター	幸田2丁目4-1	TEL	096-378-0172
西部市民センター	小島上町321	TEL	096-329-8503
秋津市民センター	秋津3丁目15-1	TEL	096-368-2205
龍田市民センター	龍田弓削1丁目1-10	TEL	096-338-2231
託麻市民センター	長嶺東7丁目11-15	TEL	096-380-3111
東部市民センター	錦ヶ丘1-1	TEL	096-367-1411
清水市民センター	清水亀井町14-7	TEL	096-343-9161
大江市民センター	大江6丁目1-85	TEL	096-372-0311
花園市民センター	花園5丁目8-3	TEL	096-359-1122
五福まちづくり交流センター	細工町2-25	TEL	096-359-0300
健軍文化ホール	若葉3丁目5-11	TEL	096-368-1221

健康・保健・妊娠・出産・育児・乳幼児健診・予防接種・介護保険

熊本市保健所	大江5丁目1-1	TEL	096-364-3185
中央保健福祉センター		TEL	096-364-3113
東保健福祉センター	錦ヶ丘1-1	TEL	096-365-3000
西保健福祉センター	新町2丁目4-27	TEL	096-354-1201
南保健福祉センター	平成1丁目10-8	TEL	096-355-4111
北保健福祉センター	清水本町16-10	TEL	096-345-2175

育児・親子の交流・子どもの遊び場

総合子育て支援センター	本荘保育園3階	本荘6丁目16-24	TEL	096-364-0123
小島子育て支援センター	小島保育園内	小島下町605	TEL	096-329-7250
西里子育て支援センター	西里保育園内	硯川町1133	TEL	096-245-0062
白山子育て支援センター	白山保育園内	白山2丁目12-3	TEL	096-364-4815
池上子育て支援センター	池上保育園内	池上町1226-1	TEL	096-329-0344
京町台子育て支援センター	京町台保育園内	池田1丁目2-1	TEL	096-352-6280
あゆみ子どもセンター	あゆみ保育園内	武蔵ヶ丘4-32	TEL	096-339-5673
イルカクラブ	エンゼル保育園内	佐土原1丁目22-20	TEL	096-367-0127
夢もやい館		楠1丁目20番5-101	TEL	096-338-3210
児童館・児童室	各市民センター内			
	五福地域開発センター内		TEL	096-359-0300
	天明総合支所内		TEL	096-223-1111
	西原公園児童館		TEL	096-371-4090
子ども文化会館		新町1丁目3-11	TEL	096-323-0505
市立図書館		大江6丁目1-74	TEL	096-363-4522

1 外国人登録

日本に在留する外国籍をもつ人(外国人)は、外国人登録をすることが義務付けられています。これは外国人登録法により定められています。日本国籍と外国籍の2つの国籍を持つ重国籍者は、外国人登録をする必要はありません。入国後90日以内に出国する旅行者も、外国人登録をする必要はありません。

担当部署：市役所市民課、総合支所市民福祉課

*手続き窓口は居住地によって違います。ご自分の手続き場所がわからない場合は市民課にお問い合わせください。

1-1

新規に登録するとき

1-1-1

外国の方が新規に入国したとき

申請期間：入国の日から90日以内。

16歳以上の方の申請

本人が申請

必要なもの：パスポート、写真2枚（同一ネガで6ヶ月以内に撮影されたタテ4.5cm×ヨコ3.5cm、無帽正面上半身のもの）

16歳未満の方の申請

本人と同居している親族による代理申請。

必要なもの：パスポート（写真は不要）

1-1-2

外国籍のお子さんが生まれたとき

申請期間：出生の日から60日以内

外国人登録をする前に、出生の届け出をしてください。詳しくは2「くらし」、1「日本の戸籍制度」、1「出生届」をご覧ください。自国への届出については大使館や領事館にお問い合わせください。在留資格の取得については入国管理局熊本出張所（連絡先：096-362-1721）にお問い合わせください。

1-2

外国人登録証明書（カード）

外国人登録後、指定された期間内（約3週間後）に、もう一度申請をした窓口に来て、「外国人登録証明書」を受け取ります。この「外国人登録証明書」は、日本であなたの身分を証明するものです。16歳以上の人は、いつでも持っている義務があります。16歳未満の人には、申請した日に交付します。

1-3

登録原票記載事項証明書

あなたが外国人登録をしていることを証明する書類です。外国人登録証明書が発行されるまでの期間に、公的な証明書が必要な場合でも、登録原票記載事項証明書を申請することができます。申請した日に即日交付され、交付には300円の手数料がかかります。

本人が申請するとき

必要なもの：外国人登録証明書（すでに外国人登録証明書ができている場合）

本人と同居している親族が申請するとき

必要なもの：申請者本人を確認できる書類（外国人登録証明書、運転免許証など）

その他の人が申請するとき

必要なもの：委任状、代理人の本人を確認できる書類（運転免許証、パスポートなど）

1-4

外国人登録内容の変更

外国人登録をした人は、登録内容(住所、氏名、国籍、職業、在留資格、在留期間、勤務先等)に変更があったとき、14日以内に、外国人登録の変更手続きをする必要があります。手続きに必要なものは、変更になった登録内容によって異なりますので、担当部署にお問い合わせください。

1-5

確認(切替)手続き

外国人登録証明書には「次回確認(切替)申請期間」が書いてあります。その期間内に、登録内容の確認(切替)手続きをする必要があります。

16歳未満の人は、16歳の誕生日から30日以内に確認(切替)の手続きをする必要があります。

必要なもの：パスポート、写真2枚(同一ネガで6ヶ月以内に撮影されたタテ4.5cm×ヨコ3.5cm、無帽正面上半身のもの)、外国人登録証明書

1-6

外国人登録証明書の紛失・破損など

外国人登録証明書が汚れたり破れたとき、または、なくしたり盗まれたりしたときにも手続きが必要です、まずはお問い合わせください。

1-7

外国人登録証明書の返納

日本国籍を取得したとき、または死亡したときには、14日以内に外国人登録証明書を返納してください。

2くらし

2-1

日本の戸籍制度

日本には、人の出生や死亡、結婚などの身分関係を登録し、公証するものとして、戸籍制度があります。日本に居住する外国人についても、日本国内で出生や死亡があったときは、戸籍法の規定に基づいて届出をしてください。これらの届書は保管され、その人の身分関係を証明する資料となります。

担当部署：市役所市民課、総合支所市民福祉課、市民センター

2-1-1

出生届

子どもが生まれたときに、出す届のことです。出生届のほかに、生まれた赤ちゃんの外国人登録や、在留資格の取得が必要になります。

届出期間：出生した日から14日以内

届出人：父親、または母親

必要書類：

- ・出生届書・出生証明書(出産したとき、医師または助産婦が証明した書類です)
- ・母子健康手帳(妊娠がわかったときに、熊本市の保健福祉センターへ「妊娠届」を提出した際、もらえる手帳です)
- ・国民健康保険証(加入者のみ)

外国人登録については、1-1-(1)をご覧ください。

在留資格の取得については、入国管理局熊本出張所（連絡先：096-362-1721）へお問い合わせください。

出生届が受理されたことを証明する書類が必要な場合、出生届受理証明書の申請をしてください。交付手数料は350円で、申請した日に即日交付されます。

2-1-2

死亡届

死亡したときに出す届のことです。死亡届を出すとき、同時に亡くなった人の外国人登録証明書を返納してください。

届出期間：死亡の事実を知った日から7日以内。

届出人：親族、同居者

必要書類：

- ・死亡届書(市役所、総合支所、または病院などに備えている場合もあります)
- ・死亡診断書(死亡したとき、死亡届書に医師の証明を受けたもの)
- ・届出人の印鑑(印鑑を持っていない人は、本人の署名でも可能です)

自国への届出については大使館や領事館にお問い合わせください。

2-1-3

婚姻届

結婚するときに出す届のことです。この婚姻の届出によって、外国人が日本国籍を取得することはありません。また、日本人が外国国籍を取得することはありません。

婚姻成立の要件は、国によって異なります。また必要書類も国によって異なりますので、届出の前に必ずお問い合わせください。

自国への届出については大使館や領事館にお問い合わせください。在留資格の変更については、入国管理局熊本出張所（連絡先：096-362-1721）へお問い合わせください。

2-1-4

離婚届

離婚するときに出す届のことで、離婚成立の要件は、国によって異なります。また必要書類も国によって異なりますので、届出の前に必ずお問い合わせください。自国への届出については大使館や領事館にお問い合わせください。

2-2

印鑑・印鑑登録

担当部署：市役所市民課、総合支所市民福祉課

日本では、サインと同じような意味で印鑑を使用します。市役所などの公の機関に、印鑑登録した印鑑を「実印」といいます。土地や家、自動車を買うときなど、重要な契約をする際に使用します。その印鑑が実印であることを証明する書類を、「印鑑登録証明書」といいます。印鑑登録すると、印鑑登録証(カード)が発行されます。この印鑑登録証(カード)を提示して、本人(または代理人)が申請すれば、印鑑登録証明書がもらえます。登録できる印鑑には制限があります。

※ 居住地によって「印鑑登録」の窓口が限られます。まずはお問い合わせください。

2-3

市営住宅

担当部署：住宅課・住宅協会

市営住宅は、現に住宅に困窮し、月額所得がおおむね20万円以下の世帯を対象としている住宅です。また、市営住宅には高齢者・障害者向け、重度身体障害者向け、大家族向けなどの住宅もあります。平成20年から6月と12月の年2回、定期募集を行う予定です。募集の後、抽選により入居者を決定します。定期募集以外にも募集を行う時もありますので、市営住宅に入居を希望される方は、市役所住宅課・住宅協会へお問い合わせ下さい。

2-4

ごみの収集・リサイクル

担当部署：廃棄物指導課

皆さんの家庭から出されるごみを「燃やすごみ」「紙」「資源物」「ペットボトル」「埋立ごみ」「大型ごみ」に分けて収集しています。

ごみはその種類によって、収集車や処理の方法が違います。それぞれのごみに適した正しい処理ができるよう「**決まったごみを**」「**決まった日に**」「**決まった場所に**」というごみ出し3原則を守って出しましょう。

●「決まったごみを」とは

燃やすごみ 週2回

種類：生ごみ、紙くず、プラスチックごみ、繊維くず、革類、ゴムくず、木くずなど

出し方：

無色透明ごみ袋に入れて、口をしっかりと結ぶ

生ごみは水をきる

紙おむつの汚物は取り除く

落ち葉や木の枝は少量ずつ数回に分け、できるだけ週後半の収集日に出す

紙 水曜日

種類：新聞と折り込みチラシ、段ボール、その他の紙

出し方：

「新聞と折り込みチラシ」「段ボール」「その他の紙」の3種類に

分別し、それぞれひもで十文字にしぼる。（特殊な紙は混ぜないでください。特殊な紙とは、ビニールコート紙、紙コップなどのワックス加工紙、油紙、写真、合成紙、防水加工紙、感熱紙、カーボン紙、ノーカーボン紙など）

段ボールや紙箱は開いてたたむ

雨の日は、出すのを控えるか、紐で縛ったものを無色透明のごみ袋に入れて出す

*牛乳パックと白色トレイはスーパー、総合支所、市民センターなどの回収ボックスを利用しましょう。

資源物 月2回

種類：空びんと空かん、古着類、なべ類、自転車、乾電池

出し方：

無色透明ごみ袋に入れて口をしっかりと結ぶ

空びんは中をすすいで必ずふたをはずす

スプレー缶などは使いきったあと、火気のない風通しのよい屋外で必ず穴を開ける

自転車は不用品と表示する

ボタン型電池や充電電池は販売店に返す

ペットボトル 月2回

出し方：

無色透明ごみ袋に入れて口をしっかりと結ぶ

ふたを外して中をすすいだあとつぶす

右図のマークのついたものを出す

*空びんやペットボトルの金属製のふたは「埋立ごみ」に出す。プラスチック製のふたは「燃やすごみ」に出す。



埋立ごみ 月2回

種類：ガラス類、陶磁器類、小型家電製品など

出し方：

無色透明ごみ袋に入れて口をしっかりと結ぶ

割れたガラスや刃物などは丈夫な紙で包み「危険」と表示する

蛍光灯や電球は買ったときのケースに入れて出す

大型ごみ 事前申込制、有料

種類：原則、縦80cm×横65cmのごみ袋に入らないもの。入っても口を結んで出せない大きさのもの（1m未満の棒状のものを除く）

出し方：

大型ごみ受付センターに電話で申し込んでください。申込時に収集方法をお知らせします。

大型ごみ受付センター TEL：096-353-7171

月曜日～金曜日（年末年始を除く）

受付時間 午前8時30分～午後5時

大型ごみ処理シール取扱所は指定の市内コンビニエンスストアなどです。

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を廃棄するときは

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は収集しません。

これらを廃棄する場合は、買ったときの小売店か、新たに購入する小売店に、引き取りを依頼し、リサイクル料金を支払ってください。小売店に依頼できないときは、市役所にお問い合わせください。

●「決まった日に」とは

ごみの収集日は、地域によって異なります。また、祝日は収集しないときがありますので、お住まいの地域の「家庭ごみ・資源収集カレンダー」で収集日を確認してください。

「家庭ごみ・資源収集カレンダー」は、市役所1階0番窓口、廃棄物指導課、お住まいの地域の総合支所、市民センターで配布しています。郵送はしていません。

●「決まった場所」とは

皆さんの家庭から出るごみはステーション（ごみ収集場所）方式で収集しています。ごみは、決められた場所に正しく出さないと収集できません。なお、ごみ収集場所はそれぞれの町内自治会などで決められています。

「資源物」や「埋立ごみ」などの収集場所が「燃やすごみ」や「紙」の収集場所と異なる場合がありますので必ずお確かめください。

*引っ越しなどで出たごみの処理

引っ越しなどで、ごみが一度に大量に出た場合、ごみステーション（置場）には出せません。自分で処理施設に持ち込むか、市が許可した業者に収集を依頼してください。

2-5

路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例

担当部署：廃棄物指導課

安全・安心でより快適な美しい街にするために、平成19年7月1日より路上喫煙とポイ捨てを規制する条例が施行されています。

●規制の内容

	区 域	規制の内容	過料
路上喫煙 (屋外の公共の場所での喫煙)	市内全域 (路上禁煙区域を除く)	歩行中や吸殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域 (上通り、下通り、新市街のアーケード内)	路上喫煙は禁止	1,000円
ポイ捨て	市内全域 (美化重点推進区域を除く。)	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域 (上通り、下通り、新市街のアーケード内)	ポイ捨ては禁止	1,000円

動物・ペット**担当部署:動物愛護センター****(熊本市小山2-11-1 TEL: 096-380-2153)****■ 犬を飼うとき**

犬を飼い始めるときは、犬の登録をしなくてはなりません。登録の申請は市内の動物病院及び動物愛護センターでできます。登録申請を行えば「鑑札」が交付されますので、それを必ず犬の首輪につけてください。転居したり他人に犬を譲る、あるいは犬の死亡など、登録事項に変更が生じた場合は、直ちに市内の動物病院又は動物愛護センターに届けてください。

また、生後91日以上の犬は、毎年1回狂犬病予防注射を受ける必要があります。狂犬病予防注射は、近くの動物病院及び動物愛護センターで行っています。狂犬病予防注射を受ければ、「狂犬病予防注射済票」が交付されますので、鑑札と同様、首輪につけておいてください。

毎年「集合注射」といって、日や時間を決めて小学校、公民館及び公園などで、狂犬病予防注射を行っています。詳しくは市政だより4月号をご覧ください。

3 医療保険

3-1

医療保険

日本では、国民皆保険制度のもと、公的医療保険（健康保険）への加入が義務づけられています。

公的医療保険には、勤務先で加入する社会保険等と、住んでいる市区町村の役所で加入する国民健康保険などがあります。日本に一年以上滞在する方は、公的医療保険（健康保険）に加入しなければならず、世帯主が加入すれば、届け出により家族も加入できます。さらに、特別な給付金を受け取れることもできます。

任意で加入する民間の保険に入っている場合でも、公的医療保険には加入しなければなりません。国民健康保険の加入にはお届けが必要です。さらに、特別な給付金を受け取れることもできます。

3-2

国民健康保険

担当部署：国民健康保険課、総合支所市民福祉課、西部市民センター

3-2-1

国民健康保険の加入

国民健康保険は、自営業、農業従事者、退職した人や外国人留学生など、他の健康保険制度に入っていない方を対象とした公的保険制度です。職場の社会保険等健康保険に入っている方と生活保護を受けている方以外は、必ず加入しなければなりません。加入していないと、かかった高額な医療費の全額を支払うことになります。職場の社会保険等健康保険をやめたときには、国民健康保険の加入手続きをします。

■国民健康保険に加入すると

- ①医者にかかったとき、自己負担が30%になります。(保険適用外は自費で支払います)。
 - ②加入者が子どもを産んだとき、出産育児一時金の支給があります。
 - ③加入者が死亡したとき、葬祭費の支給があります。
- その他、いろいろな給付があります。

■加入するには

外国人登録をされていて、入管法により決定した在留期間が1年以上の方が加入できます。在留期間が1年より少ない方でも、入国目的などを考慮して、1年以上在留すると認められる方は加入できます。

- ①外国人登録をしている市役所・総合支所で手続きをします。
- ②必要なもの
 - ・外国人登録証や、外国人登録済証明書
 - ・印鑑(ないときは、サインでよい)
 - ・1年以上の滞在を証明できるもの(パスポートや、在学証明書、研修計画書など)
- ③社会保険等を喪失した場合、資格喪失証明書（以前の職場や社会保険事務所等からの証明）

■国民健康保険証

加入すると、1世帯に1枚、国民健康保険証が発行されます（2008年10月から1人に1枚）。

診療にかかるときは必ず持参し、病院・医院の窓口に提示しましょう。

もし、家族の誰かが、ある期間、熊本市外で暮らす場合には、その方の分の保険証を作ることができます（遠隔地交付2008年9月まで）。保険証は、毎年10月に更新されます。

■保険料について

国民健康保険料は、加入人数と前年の所得額によって保険料が決定されます。2008年4月以降は2007年分の所得額からの計算となります。2008年1月1日現在熊本市に外国人登録をしている方はすべて所得の申告が必要となります。申告がなされていなければ、急に保険料が高くなって通知書が届く場合があります。毎年所得の申告は必要となります。留学生で収入がない方も同様です。

なお、2008年度からは、1年間の保険料は10回に分割されます（年1回 6月に通知）。入国1年目は、前年に日本での所得がないため、最低限の保険料が課せられますが、2年目からは、所得に応じて増加します。

市役所から納付書が送られてくるので、指定日までに銀行や郵便局などで支払います。手続きをすれば、口座からの自動振替もできます。

災害、失業、倒産などで保険料を納めることにお困りの場合は、減免できる場合があります。保険料を滞納すると、診察費がいったん全額自己負担となり、給付を差し止められたりすることがあります。

■国民健康保険に加入できない人

- ①外国人登録をしていない人
- ②在留資格のない人
- ③短期滞在（ビザが1年未満）の人
- ④勤務先で社会保険などに加入している人
- ⑤生活保護を受けている人など

3-2-2

国民健康保険給付の種類

■療養費

緊急時など、やむをえない理由で保険診療がうけられなかったとき、医療費の7割～9割保険者負担相当額が支給されます。

必要なもの：診療報酬明細書（写）、病院などの領収書、国民健康保険証、世帯主の印鑑と預金通帳

■高額療養費

1か月（暦の月）に市民税の課税状況および世帯の所得に応じて定められた基準を超えて医療費を負担した世帯には、世帯主に対し国民健康保険からその超過額が支給（診療月の翌月以降に窓口で手続き可）されます。

なお、次の場合は、別々に計算します。

個人ごとに計算

- ・月をまたがった場合
- ・入院と外来の両方がある場合
- ・歯科とその他の科を受診した場合
- ・旧総合病院で複数の診療科を受診した場合

必要なもの：病院などの領収書、国民健康保険証、世帯主の印鑑と預金通帳

※ 病院の窓口で自己負担限度額の支払で済む「限度額認定証」利用の制度があります。

■出産育児一時金

被保険者が出産したときに35万円が支給されます。死産、流産でも妊娠4か月以上の場合には支給されます。（医師か助産師の証明が必要）

必要なもの：国民健康保険証、母子健康手帳、世帯主の印鑑と預金通帳

※ 出産時の費用負担を市が医療機関に直接支払う「出産育児一時金受取代理」制度があります。

■ 葬祭費

被保険者が死亡したとき、その葬儀を行った人に対して20,000円が支給されます。

必要なもの：国民健康保険証、葬祭執行者の印鑑と預金通帳

3-2-3

健康保険が使えない範囲

正常な妊娠・出産、経済上の理由による妊娠中絶、健康診査・人間ドック、予防接種、美容整形、歯列矯正、仕事上のケガや事故、鍼、灸、マッサージ(医師が必要と認めた場合は、保険対象となる)、差額ベッド代、入院時の食事代、保険外診療の検査・手術・治療や薬など。

3-2-4

届け出が必要なとき

次のような場合は、14日以内に届け出をしてください。

①住所変更（同じ市区町村内で引っ越した場合）

②転入、転出

今まで住んでいた市町村から、新たな市町村へ転出する場合は、今まで住んでいた市区町村の役所に国民健康保険証を持参し、転出日を申し出てください。そして、引っ越してから14日以内に、新しい住所地の市区町村の役所で転入の届け出をしてください。

③勤務先の健康保険に加入したとき

④子どもが生まれたとき、世帯主や氏名が変わったとき、死亡したとき

⑤保険証をなくしたり、汚したりしたときなど

※それぞれ、届出に必要な書類が異なるので、注意しましょう。

3-2-5

国民健康保険の喪失届(解約届)

勤務先で社会保険に加入したとき、または帰国、転出するとき、国民健康保険を喪失(解約)させてください。これ以外の場合は、任意で喪失(解約)することはできません。年度途中で国民健康保険を喪失(解約)した場合、保険料は再計算され、喪失(解約)後でも精算分を支払わなくてはなりません。

3-3

国民健康保険料の支払いとともに発生する介護保険料の支払い

40歳から64歳までの方は、国民健康保険料の支払いに加え、介護保険料をあわせて支払うこととなります。介護保険料の額は、加入している健康保険の算定方法によって決められます。

3-4

特定健診・特定保健指導

生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームの疑いのある割合が高いとされる40歳から74歳までの人を対象に、平成20年4月から生活習慣病予防を目的として、各医療保険者が、特定検診と特定保健指導を実施することになりました。

3-5

後期高齢者医療制度

75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の方は、国保や会社の健康保険などの医療保険に加入しながら「老人保健」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは高齢者だけの新しい医療制度「後期高齢者医療」に加入し医療を受けることになりました。

4 健康

市民が、健康な生活を送れるように、熊本市の5つの保健福祉センターおよび熊本市保健所では、さまざまな業務を行っています。

4-1

健康診査・健康相談

担当部署：保健福祉センター

病気を予防するために、各種健康診査・健康相談などを行っています。有料のものと無料のものがあります。有料であっても、医療機関よりかなり安い金額で、診査や接種を受けることができます。詳しい内容については、各保健福祉センターへお問い合わせください。

検診の種類	対象者	料金	会場
胃がん検診	40歳以上の方	1,000円	検診車による地域巡回
大腸がん検診	40歳以上の方	300円	肺がん検診会場で検査容器を配布、胃がんの検診会場で回収
肺がん検診	40歳以上の方	40～64歳 300円 65歳以上 200円 喀痰検査 500円	検診車による地域巡回
子宮がん検診	20歳以上の偶数年齢の女性	1,000円	指定病院
乳がん検診	40歳以上の偶数年齢の女性	40歳代 1,500円 50歳以上 1,100円	指定病院

健康相談

40歳以上の方に対し、生活習慣などについての相談や指導も行っています。このほか、肝炎相談も受け付けています。

4-2

感染症の予防

担当部署：熊本市保健所（感染症対策課）

4-2-1

結核

結核に感染する人は、過去に比べ少なくなったものの、現在の日本で最大の伝染病です。

発見が遅れると家族や周囲の人に感染させる可能性が大きくなります。

熊本市保健所において、第1～第4木曜日午後1時～3時まで、無料の結核相談を行っています。検査が必要な場合は、有料になります。

4-2-2

性病・エイズ

性病・エイズは感染した人だけではなく、家族や子孫にまで影響を与える病気です。下記の要領で、無料相談、無料検査を実施しています。

項目	実施曜日	受付時間	注意事項など		
エイズ相談・検査	月曜～金曜日	午前9時～11時	予約不要	結果は1週間後以降、面談で本人のみ伝えます。	無料・匿名で、クラジミア、梅毒の検査も同時に受けられます。
エイズ即日検査	月曜～金曜日	午後1時～3時	平日昼間に予約が必要	結果は約1時間後、面談で本人のみ伝えます。一部の方は1週間後になります。	
	第2・4火曜日	午後5時半～7時半			
	第2日曜日	午後1時～3時			
肝炎（B型・C型）ウイルス検査	月曜～金曜日	午前9時～11時 午後1時～3時	詳しくは、感染症対策課（電話：364-3189）へお問い合わせください。		

4-3

母子保健

担当部署：保健福祉センター

保健福祉センターでは、妊娠、出産、育児などについて、相談、指導、健康診査などを行っています。詳しい日程や時間については、各保健福祉センターへお問い合わせください。

妊産婦健康相談	母子健康手帳交付、保健栄養相談、歯科健診など
育児相談・療育相談 (小学校入学前)	保健、栄養、歯科、身体の発育、行動、言葉の相談など

4-4

精神保健

担当部署：保健福祉センター

心の健康、精神障害、認知症などに関する精神保健福祉相談、高齢者認知症相談のほか、健康管理や介護の悩みに関する総合相談を行っています。相談のほか、指導や病院などの紹介も行っています。

5 妊娠・出産・育児

妊娠、出産、育児において行政支援サービスが受けられるよう、熊本市では、様々な業務を行っています。

5-1

妊娠したとき

5-1-1

母子健康手帳の交付・妊産婦健康相談

担当部署：保健福祉センター、総合支所市民福祉課（北部・河内・飽田・天明）

妊娠したら、管轄の保健福祉センターや総合支所に、妊娠届出書（産婦人科医療機関で交付されます。保健福祉センターにも置いています。）を提出し、母子健康手帳の交付を受けてください。母子健康手帳には、妊娠や出産、育児についての注意事項などが書いてあり、また母と子の健康管理に必要な検査、健診や予防接種の結果を記録するものです。お子さんが小学校に入学するまで必要ですから大切に保管して下さい。

なお、母子健康手帳の交付は、随時行っていますが、妊婦健康相談日にお越しいただくと、手帳の交付に併せて、妊娠から出産、育児などの保健相談や栄養指導、歯科健診が受けられます。

*北部・河内・飽田・天明の各総合支所では、随時受け付けています。

5-1-2

妊婦の健康診査

妊娠中に2回（前期1回、後期1回。）県内の医療機関に委託して実施します。必要に応じて精密検査1回、35歳以上の分娩者には超音波検査を1回実施します。（H19年度現在）

また、妊婦歯科健康診査を保健福祉センター及び市内の歯科医療機関に委託して実施します。

5-1-3

入院出産費の補助

担当部署：子育て支援課

経済的な理由で、出産のための入院助産を受けることが困難な妊産婦に、出産費用の一部を助成します。なお、この場合の入院先は下記の病院に限られます。（生活保護を受けている方か生計を一つにする世帯全員の市県民税が非課税の方が対象となります）。必ず入院前に子育て支援課へ申請してください。

助産施設名	住所	電話番号
熊本市市民病院附属 熊本産院	本山3-5-11	096-325-3259
熊本市市民病院	湖東1-1-60	096-365-1711
熊本赤十字病院	長嶺南2-1-1	096-384-2111
慈恵病院	島崎6-1-27	096-355-6131
福田病院	新町2-2-6	096-322-2995

*2008年1月現在

5-2

出産したとき

5-2-1

出生届

2「くらし」、1「日本の戸籍制度」、1「出生届」の項目をご覧ください。

- 5-2-2 **出産育児一時金**
担当部署：国民健康保険課、総合支所市民福祉課、西部市民センター
 3「医療保険」、2「国民健康保険」、2「国民健康保険給付の種類」の項目をご覧ください。
- 5-2-3 **妊産婦・乳幼児訪問**
担当部署：保健福祉センター
 妊娠中の生活、育児や産後のお母さんの健康等のご相談に応じるために、保健師や助産師による家庭訪問を無料で実施しています。
- 5-2-4 **産後ホームヘルプサービス**
担当部署：子育て支援課、保健福祉センター
 出産後の体調不良などで家事や育児が困難であり、かつ昼間に家事や育児を行う者が他にいない方や双子など多胎出産の方のご家庭へホームヘルパーを派遣する制度があります。
 利用可能期間：出産後3ヶ月間（多胎は出産後1年間）
 利用時間および利用可能日：午前8時～午後6時
 （12月29日～1月3日を除く毎日）
 利用可能回数：20回（多胎は40回）
 利用料金：1回2時間以内1,200円
 利用方法：事前の登録が必要（受付場所は、保健福祉センターまたは子育て支援課）
 サービスの内容
 家事に関すること：食事の準備や後片付け、衣類の洗濯、居室の掃除、買い物など
 育児に関すること：授乳、おむつ交換、もく浴のお手伝い、その他育児支援
- 5-2-5 **ひまわりカード（乳幼児医療費受給資格者証）**
担当部署：子育て支援課、総合支所市民福祉課、西部市民センター
 0歳児から義務教育就学前までのお子さんの医療費を助成します。なお、助成を受けるためには、ひまわりカードが必要です。子どもが生まれたときや転入した場合、ひまわりカードの申請をしてください。
 必要なもの：乳幼児の名前が載っている健康保険証
- 5-2-6 **児童手当**
担当部署：子育て支援課、総合支所市民福祉課
 小学校修了前までの児童を養育している方に児童手当を支給します。（所得制限があります）。出生や転出（居住）予定日の翌日から15日以内に手続きしてください。（必要書類等は後日提出できます。）
 支給額： 3歳未満 月額10,000円
 3歳以上 2人目までは1人につき月額5,000円、
 3人目からは1人につき月額10,000円
 必要なもの：健康保険証、印鑑、申請者名義の金融機関の通帳、児童手当用所得証明書（転入者のみ）など
 注意事項：受給後、市外（国外）転出する場合、事前に届出が必要です。（印鑑持参）

5-2-7

児童扶養手当

担当部署：子育て支援課、総合支所市民福祉課

母子家庭および児童の父に一定以上の障害がある世帯の母、もしくは母に代わって養育している方が、18歳に達した最初の3月31日までの児童か20歳未満の障害のある児童を養育している場合に支給します（所得制限があります）。

支給額：子どもが一人のとき 月額41,720円（本人や同居親族の所得により異なる）

2人目は月額5,000円、3人目からは一人につき3,000円を加算
必要なもの：戸籍謄本（母、子記載分）、健康保険証、年金手帳、印鑑、郵便局以外の金融機関の通帳、児童扶養手当用所得証明書（転入者のみ）、養育費などの受領状況を確認できる書類など

5-2-8

乳幼児の健康診査

担当部署：保健福祉センター

子どもの成長に合わせて、健康診査や保健指導を行っています。これらのサービスはすべて無料ですが、日本語のできる方を同伴するか、言語サポートが可能かどうか事前にご相談下さい。

3 か月児健康診査	熊本市の指定した医療機関で、発育状況や病気の早期発見などのために健康診査を行い育児の方法や予防接種のことなどについての保健指導を行います。
7 か月児健康診査	熊本市の指定した医療機関で、発育状況や病気の早期発見などのために健康診査を行い、育児の方法や予防接種のことなどについての保健指導を行います。
1 歳 6 か月児健康診査	保健福祉センターで、1 歳 6 か月の子どもを対象に、発育状況、栄養状態、からだや歯の病気、行動や言語の発達などの健康診査を行います。
3 歳児健康診査	保健福祉センターで、3 歳の子どもを対象に、発育状況、栄養状態、からだや歯の病気、行動や言語の発達などの健康診査を行います。

5-2-9

予防接種

（次ページ表をご覧ください。）

予防接種名	対象者	接種場所	接種期間	費用	備考
三種混合 ジフテリア 破傷風 百日ぜき	生後3ヶ月～90ヶ月未 満	指定医療機関	通年	無料	初回：3～8週間の間隔で 3回接種 追加：初回接種終了後の 1年から1年半の間に1回 接種
二種混合	11歳～13歳未満				—
麻疹風しん混合 (MR)	(1期) 生後12ヶ月～ 24ヶ月未満				1期は1歳になったら早め に受けましょう。
	(2期) 5歳～7歳未満 で小学校入学前の1年 間				
	(3期) 中学1年生に相 当する年齢の者				
(4期) 高校3年生に相 当する年齢の者					
ポ リ オ	生後3ヶ月～90ヶ月未 満	保健福祉センター	4月・10月		実施日は市政だより3月 号・9月号でお知らせし ます。
B C G	生後6ヶ月未満 (生後3ヶ月以降の接 種をお勧めします。)	指定医療機関	通年	無料	
日本脳炎	(1期) 生後6ヶ月～ 90ヶ月未満				現在、日本脳炎予防接種 の積極的勧奨は差し控え ています。
	(2期) 9歳～13歳未満				
インフルエンザ	65歳以上、60歳～65歳 未満で一定の障がい のある方、生活保護世帯 のうち20歳以上		10月～12月		実施期間は、姿勢だより 10月号でお知らせしま す。

予防接種に関するお問い合わせは、感染症対策課へ。TEL：096-364-3189

- 5-3 **子育て支援情報その他**
- 5-3-1 **特定不妊治療費の助成**
担当部署:保健福祉センター
 不妊治療のうち、体外受精と顕微受精について、費用の一部を助成します。助成を受けるには条件がありますので、お問い合わせください。
 助成金額および助成期間：1回の治療につき10万円を限度とし、1年度あたり2回まで通算5年間助成
- 5-3-2 **子育て短期支援事業**
担当部署:子育て支援課
■ショートステイ（宿泊：原則7日以内）
 保護者が病気や冠婚葬祭など社会的な理由で、一時的に家庭での子どもの世話が難しい場合や経済的な理由で緊急一時的に母子の保護が必要な場合にお預かり、または保護する制度です。
■トワイライトステイ（夜間・休日）
 保護者が仕事などの理由で、帰宅が夜間になるような場合や休日に不在となる場合に一時的に預かります。
 預かる施設：熊本乳児院、慈愛園乳児ホーム、慈愛園子供ホーム、菊水学園、藤崎台童園、龍山学苑、広安愛児園、はばたきホーム（ショートステイ）のみ
- 5-3-3 **育児学級**
担当部署:保健福祉センター
 離乳食の進め方や子育てについての情報を提供し、乳児期の育児について学びます。また子育て中の母親同士の交流を支援します。日時などは、市政だよりでお知らせします。
- 5-3-4 **病後児保育**
担当部署:子育て支援課
 保護者が仕事などの理由で、病気回復期の小学3年生までの子どもの世話が家庭でできない場合に預かります。
 預かる施設：慈愛園乳児ホーム内エーネホーム、NPO法人チャイルドケアサポートみるく、おがた小児科、杉村病院
- 5-3-5 **子育て支援センター**
担当部署:子育て支援課
 育児への不安、心配事などの相談、楽しいふれあいの場として、市内13園の保育園に子育て支援センターを設けています。「関係連絡先一覧表」をご覧ください。
- 5-3-6 **その他の施設**
 育児に関する相談や子育てに関する情報の提供などを行い、子育て中の親子の交流、子どもの自由な遊び場、集いの広場を提供します。「関係連絡先一覧表」をご覧ください。

ファミリー・サポート・センター〈熊本〉

担当部署：男女共生推進課（総合女性センター）

子育てを応援するため、お子さんを預けたい方と預かりたい方に会員登録をしていただき、それぞれの条件と希望にあった会員を紹介しています。

■対象

子どもを預けたい方（依頼会員）

市内に住むか、勤める方で、生後3ヶ月から小学生までのお子さんをお持ちの方（事前講習を2時間程度受けていただきます）。

子どもを預かりたい方（協力会員）

自宅でお子さんを預かれるおおむね70歳までの成人の方（事前講習を12時間程度受けていただきます）。

■費用

依頼会員が協力会員に直接支払います。

月曜～金曜 午前7時～午後7時 1時間あたり600円

土曜、日曜、祝日、早朝、夜間、年末年始など 1時間あたり700円

■申込

総合女性センター内ファミリー・サポート・センター〈熊本〉事務局へ

6 子どもの教育

日本の教育制度は、小学校6年、中学校3年、高校3年、大学4年（短期大学は2年）が基本です。このうち、小学校と中学校は義務教育となっています。学齢に達しない子供たちが通う保育園や幼稚園は、任意で入園できます。

公立の小学校、中学校では、授業料や教科書は無料です。ただし、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費などの費用は、支払う必要があります。

6-1

保育園

担当部署:保育幼稚園課

保育園は、両親とも働いていたり、病気などのために、日中家庭で保育できない就学前の子どもを対象としています。

保育園には、認可保育園と、無認可保育園があります。熊本市保育課では、認可保育園である市立保育園19園と私立保育園113園の、申込みを受け付けています。

保育料	子どもの年齢と世帯の税額（所得税・市民税）によって異なります。
申込み	入園を希望する保育園か保育課へ。 所得税額がわかるもの、就労などを証明するものが必要。 毎年11月ごろ市政だよりなどでお知らせします。

また、無認可保育園については、保育料と入園については、それぞれの保育園と保護者の間で直接決めることになっています。

6-2

幼稚園

担当部署:保育幼稚園課

4月1日現在で、3歳から小学校に入学するまでの子どものための教育施設です。市内には、市立7園、国立1園、私立48園の幼稚園があります。

申込み：入園を希望する方は、直接幼稚園へ。市立幼稚園の入園案内（翌年4月からの入園）については、毎年9月ごろ市政だよりに掲載します。

幼稚園に通うお子さんを持つ保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料・入園料の減免に関する制度があります。（下表をご覧ください。）

対象	市内に住み、満3歳～5歳児を幼稚園に通園させている世帯
条件	(1) 市町村民税が非課税の世帯および生活保護世帯 (2) 市町村民税の所得割が非課税（均等割のみ課税）世帯 (3) 市町村民税の所得割額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、その合計）が一定額以下の世帯 * (3)は私立幼稚園のみ
申込み	6月ごろ、通園している幼稚園へ（7月以降の途中入園は随時）

6-3

小学校・中学校

担当部署:学務課

小学校は、4月1日現在で満6歳から満11歳の子どもが勉強する学校です。中学校は、4月1日現在で満12歳から満14歳の子どもが勉強する学校です。

市内には、市立の小学校が80校、中学校が37校あります。登校する学校は、居住している校区ごとに指定されています。

お子さんが安心して義務教育を受けられるよう、学用品費などの一部を援助する「就学援助」という制度があります。（下表をご覧ください。）

対象	経済的理由により、就学困難と認められる小・中学生の保護者で、市が定める認定基準に該当する方
申込み	1月下旬～2月（新入学児童は入学後）に各小・中学校で受付（その後は随時）
援助の種類	学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費など

6-4

その他、役立つ情報

地域によって、放課後、自宅に帰っても、保護者がいない小学1～3年生を対象に、保護・遊びを通して健全育成をおこなっているところがあります。この活動のことを、「学童保育・放課後児童育成クラブ」といいます。放課後児童クラブの所在地、連絡先については、（熊本市の青少年育成課）にお問い合わせのうえ、各クラブへ直接、入会の申し込みをしてください。

6-5

学校を転校するとき

担当部署：市民課、総合支所市民福祉課、市民センター

■市内での引越し

在学している学校から、(a) 在学証明書、(b)教科用図書給与証明書を受け取ってください。(a)(b)書類を持って、担当部署へ行き、住民異動の届を出します。また、(c)転入学通知書を受け取ってください。指定された学校へ、(a)(b)(c)を提出します。

■市外から引っ越してきたとき

(a) 在学証明書、(b)教科用図書給与証明書、(d)転出証明書を持って、担当部署で転入届けをし、(c)転入学通知書を受け取ってください。指定された学校へ(a)(b)(c)を提出します。

■市内から市外へ引っ越したとき

在学している学校から、(a) 在学証明書、(b)教科用図書給与証明書を受け取ってください。(a)(b)書類を持って、担当部署へ行き、(d)転出証明書を受け取る。転出先の市町村へ(a)(b)(d)を提出し、転校手続きの説明を受けてください。

7 福祉

- 7-1 **母子寡婦福祉**
- 7-1-1 **児童扶養手当**
担当部署：子育て支援課、総合支所市民福祉課
5「妊娠・出産・育児」、2「出産」7「児童扶養手当」の項目をご覧ください。
- 7-1-2 **ひとり親家庭等医療費助成**
担当部署：子育て支援課、総合支所市民福祉課
母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、または父母のいない児童に対して、保険診療における一部負担金の3分の2を助成します。（所得制限があります）
- 7-1-3 **母子寡婦福祉資金の貸付**
担当部署：子育て支援課及び
母子福祉センター母子相談室（水前寺4-47-50）
母子家庭や寡婦の方に技能習得のための資金や児童の修学資金など13種類の福祉資金をお貸しします。貸付額などの条件は種類により異なります。
- 7-1-4 **母子自立支援プログラム策定事業**
担当部署：子育て支援課
児童扶養手当受給者で、求職中の方や転職を希望する方に対し、相談員が面接などを行い、資格取得講座の紹介、ハローワークと連携した就業支援などを継続的に行います。
- 7-1-5 **母子家庭自立支援教育訓練給付**
担当部署：子育て支援課及び
母子福祉センター母子相談室（水前寺4-47-50）
母子家庭の母の方が主体的な能力開発のため、市があらかじめ指定した講座を受講した場合、受講終了後に受講料の4割相当額（上限20万円・下限8千円）を支給します。（所得制限あり、申請前の相談が必要です）
- 7-1-6 **母子家庭高等技能訓練促進費給付**
担当部署：子育て支援課及び
母子福祉センター母子相談室（水前寺4-47-50）
母子家庭の母の方が養成機関において2年以上の修業期間を必要とする下記の資格を取得する場合、その修業期間の最後の3分の1に相当する期間（上限12ヶ月）について月額10万3千円を支給します（所得制限あり。申請前の相談が必要です）。
対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師

7-1-7

ひとり親家庭無料職業紹介所**担当部署：子育て支援課及び****母子福祉センター母子相談室（水前寺4-47-50）**

母子家庭の母、父子家庭の父に対し、求人情報の提供・斡旋、各種就労支援策の紹介等を行うとともに、就業から家庭生活相談まで、幅広い相談に応じます。

7-1-8

ひとり親家庭児童訪問援助**担当部署：子育て支援課、総合支所市民福祉課**

離婚等により、精神的に不安定な状態にあるひとり親家庭の児童に対して、児童の悩みを聞き心の支えとなるため、気軽に相談できる相手として大学生を派遣します。

*その他、母子家庭・父子家庭に対する支援事業については、担当部署にお問い合わせください。

7-2

配偶者からの暴力**担当部署：男女共生推進課**

「配偶者からの暴力」とは、配偶者またはパートナーなど（恋人や元夫）からの暴力のことで、身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれます。2002年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（いわゆるDV防止法）が制定され、配偶者からの暴力に関する相談や被害者の保護について定められました。

■相談窓口

相談窓口	電話番号	受付日時
熊本市福祉総合相談室	TEL: 096-328-2301	月～金 9:30am-4:00pm
熊本市総合女性センター総合相談室	TEL: 096-343-8306	火、水、金、土 10:00am-4:00pm 木 10:00am-8:00pm *弁護士によるDV法律相談は、第3木曜日1:00pm-4:00pm
熊本県女性相談センター 配偶者暴力相談支援センター	DV専用 TEL: 096-381-7110	月～金 8:30am-0:00am 土・日・祝日 9:00am-0:00am
熊本県警本部警察安全相談室	TEL: 096-383-9110 #9100（プッシュ回線）	24時間対応 緊急を要する場合は、110番を。
コムスタカ （外国人と共に生きる会）	昼TEL: 096-352-3030 夜間 TEL: 096-338-1255 （日本語・英語対応）	フィリピン語対応 TEL: 096-248-3752

7-3

障がい者福祉

からだの不自由な人は、身体障害者手帳の交付が受けられます。知的な発達の遅れがある人は療育手帳の交付が受けられます。精神疾患があり、日常や社会生活に制約がある人は、精神障害者保健福祉手帳の交付が受けられます。これらの手帳を持っていることによって、各種制度が利用できるほか、税金の控除や交通料金の割引などが受けられます。

7-3-1

各種手帳について

■身体障害者手帳の交付

担当部署：障がい保健福祉課

体の障がいの種類や程度を記載した手帳で、いろいろな支援を受ける際に必要です。

必要なもの：指定医師の診断書（所定の用紙）、写真（タテ4cm×ヨコ3cm）、印鑑

■療育手帳の交付

担当部署：障がい保健福祉課

知的障がいのある方にお渡ししている手帳で、いろいろな支援を受ける際に必要です。

必要なもの：写真（タテ4cm×ヨコ3cm）、印鑑

■精神障害者保健福祉手帳の交付

担当部署：障がい保健福祉課、保健福祉センター

精神に障がいのある方にお渡ししている手帳で、いろいろな支援を受ける際に必要です。

必要なもの：医師の診断書または障害基礎年金証書（特別障害給付金受給者証）と年金振込通知書（国庫金振込通知書または国庫金送金通知書）の写し、写真（タテ4cm×ヨコ3cm）、印鑑（代理の場合、代理の方の印鑑も必要）

7-4

介護保険

担当部署：介護保険課、保険福祉センター

私たちの老後の大きな不安となっている介護を、家族だけでおこなうのではなく、社会全体で支えていこうという新しい仕組みが、介護保険制度です。この制度は、保険料と税金でまかなわれます。寝たきり、認知症などで、入浴、排泄、食事などの日常生活に介護が必要となったとき、介護の必要度について認定を受けると（要介護認定：要支援1～2、要介護1～5までの7段階）、支給限度額の範囲内で介護サービスを受けることができます。

■被保険者

65歳以上の市民と、40～64歳で医療保険(国民健康保険、健康保険)に加入している市民全員です。

第1号被保険者：65歳以上の方で、寝たきり、認知症など日常生活に常時介護が必要な方、または身支度などの支援が必要な方。

第2号被保険者：40～64歳で医療保険に加入している方で、初老期認知症、脳血管疾患、パーキンソン病など16種類の特定疾病により介護または支援が必要な方。

■保険料

第1号被保険者と第2号被保険者は、それぞれ保険料が異なります。

■申請

介護サービスを利用するためには、介護保険証を添えて、介護保険課、北部・河内・飽田・天明の各総合支所または保健福祉センターへの申請が必要です。申請は、本人や家族以外にも地域包括支援センターなどによる代行や第3者による代理（委任状が必要です）でも受け付けています。なお、申請の際は、住所、氏名のほか、かかりつけ医の記入が必要となります。

市外から転入したとき

要介護認定を受けていた方が引き続き介護サービスを利用するには、転入の日から必ず14日以内に前市町村から発行される受給資格証明書を持って、介護保険課または保健福祉センターへ申請してください。（14日を過ぎると、認定の引継ぎが行えなくなります）

市外へ転出するとき

65歳以上（第1号被保険者）の方が市外へ引越しする場合は、資格喪失の手続き（介護保険証など）が必要です。要介護認定を受けている方は、本市受給資格証明書を発行しますので、転出先の市町村の担当窓口で手続きしてください。なお、40歳から64歳（第2号被保険者）の方で、要介護認定を受けている方、または介護保険証の交付を受けていた方も上記の手続きが必要です。

国民年金**担当部署：国民年金課**

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人は、外国人を含み、必ず国民年金に加入しなければなりません。勤務先で加入する厚生年金保険、共済組合の制度もあります。

加入するには

国民年金に加入するには、市役所国民年金課、各総合支所市民福祉課、各市民センターへ届出をします。勤務先で厚生年金保険、共済組合に加入した人は、届出の必要はありません。

■支払いが困難なとき

収入がない人や、収入が少ない、失業した等の理由で、保険料を納めることが困難なときは、申請により保険料の全額または一部（4分の3、半額、4分の1）の保険料が免除される場合があります。また、学生は、保険料の支払いが猶予される「学生納付特例制度」があります。（一部各種学校は対象となりません。）なお、平成27年6月までは学生以外の20歳台の人を対象とした「若年者納付猶予制度」があります。

■年金の支給

国民年金は、老齢になったとき、障がい者になったとき、または被保険者が死亡したときなどに支給されます。

■帰国するとき

国民年金、および厚生年金保険には、脱退一時金支給制度があります。これは、外国人が日本滞在中に、年金に加入し、保険料を納めた期間が6か月以上あり、老齢年金の受給資格がない場合、帰国後2年以内に所定の手続きに従って請求すれば、支給されます。

民生委員（児童委員）**担当部署：地域保健福祉課**

民生委員は、児童委員を兼ね、厚生労働大臣から委嘱された民間奉仕者です。地方公務員法上の特別公務員で、その任期は3年です。

民生委員は、担当区域内の実情を把握しながら、生活困窮者、高齢者、心身障害者、母子家庭など、援護を必要とする方々の相談に応じ、自立更生のための助言・援助をおこなっています。

8 税金

8-1

所得に対する税金

日本における個人の所得に対する税金は、国へ納める「所得税」と、地方自治体へ納める「住民税」とに大別されます。

8-1-1

所得税

年間の所得に対して、国が課す税金です。詳しくは、税務署にお尋ねください。

8-1-2

住民税:市県民税

担当部署:市民税課

1月1日をまたいで1年以上日本に滞在し、ある一定の所得がある外国人の方には、1月1日現在、生活をしている市町村より住民税が課税されます。

住民税の税額は事業主から提出される「給与支払報告書」や本人からの申告により決定され、毎月の給与から徴収される方は6月から翌年5月までの1年間で支払います。

その他の方は、市町村から送付される納税通知書で銀行などの金融機関や郵便局から年4回に分けて振込みます。この際の各納期限は6月末日・8月末日・10月末日・翌年1月末日となっています。

また、日本国と諸外国との間で租税条約を締結している場合、教育に従事する外国人及び留学生についてはその適用を受け、市町村の住民税担当課（熊本市の場合は市民税課です）に申請を行うことにより住民税の免除措置を受けることができます場合があります。

所得証明書、納税証明書

在留資格の変更や、保育園に子どもを入れるとき、公営住宅に入居を申し込むときなど、収入を証明する所得証明書が必要となります。所得証明書が必要な方は、市民税課へ申請してください。（申告等がない場合は証明書が発行できない場合があります）

また、住民税を納めたことを証明する納税証明書は、納税課に申請してください。

災害に遇ったり、病気や失業などで納税が困難なときには、納税の猶予や減免、または免除を受けられる場合があります。

8-2

固定資産税・都市計画税

担当部署:資産税課

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます）に土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を固定資産の所有する市町村に納める税金です。

また、都市計画税は市街化区域の土地および家屋について、固定資産税と併せて賦課徴収され、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用にあてるための目的税として課税されます。

なお、納期は5月、7月、9月、12月です。

8-3

自動車税・軽自動車税

8-3-1

自動車税

自動車税は、毎年4月1日の時点で自動車を持っている人にかかる税金です。熊本県庁から納税通知書が届きますので、指定日までに銀行などで振り込んでください。詳しくは、県の自動車税事務所にお問い合わせください。

熊本県自動車税事務所 TEL: 096-368-4020

8-3-2

軽自動車税

担当部署:主税課

軽自動車税は、毎年4月1日の時点で、バイク（原動機付自転車）、軽自動車（大型・中型バイクを含む）などを持っている人にかかる税金です。市役所から納税通知書が届きますので、指定日までに銀行などで振り込んでください。軽自動車税の納期は5月です。

また、バイク、軽自動車を取得したり、譲渡したり、廃車したりする時や、住所が変わったときには、次の場所で各種手続きを行ってください。申告手続き先は、税金の納入先（熊本市役所主税課）と異なる場合もありますので、ご注意ください。

なお、4月2日以降に廃車や譲渡をしても、その年度までは課税され、月割での減額はありせん。

【申告手続き先】

原付バイク（125cc以下）及び小型特殊自動車 → 熊本市主税課、
総合支所主税課出張所、市民センター

軽自動車（2輪・3輪・4輪） → 熊本県軽自動車協会
TEL: 096-369-6829

小型自動車2輪（250ccを超えるもの） → 熊本運輸支局
TEL: 050-5540-2086

8-4

滞納したら

納期限の翌日から、納めた日までに応じて、延滞金がかかります。また、滞納したまましていると、財産の差し押さえなどの滞納処分を受ける場合もあります。

9 緊急の場合に備えて

- 9-1 **犯罪の被害や交通事故にあったとき・・・**
警察署（電話番号「110」）に電話してください。
- 9-2 **火事になったとき・・・**
消防署（電話番号「119」）に電話して、消防車を呼んでください。
- 9-3 **急病やけがをしたとき・・・**
消防署（電話番号「119」）に電話して、救急車を呼んでください。
軽いけがや病気の場合は、自分で病院に行ってください。
- 9-4 **地震にそなえて・・・**
避難場所や最寄の病院及びその経路を確認しておきましょう。避難場所は、熊本市危機管理防災室で確認できます。
- 9-5 **台風・洪水にそなえて・・・**
避難場所を確認しておきましょう。強風のときには、外出しないようにし、テレビやラジオで避難勧告などの情報に注意しましょう。
- 9-6 **避難について**
避難に時間を要する方（災害時要援護者の方等）は、避難準備情報が発令された時期から避難するようにしましょう。
- 9-7 **広域防災センター**
火災、風水害、地震など不意の災害から身を守るための知識を見て、触れて、体で学んでいただくための施設です。熊本市消防局内にあります。
- 場所：大江3丁目1-3 消防局内
電話：096-363-0263
開館時間：午前9時～午後4時
休館日：土・日・祝日・年末年始
(ただし、第1日曜日及び第2・4土曜日の午前中は会館)

観光施設

熊本城	熊本丸1-1	TEL	096-352-5900 (熊本城総合事務所)
旧細川刑部邸	古京町3-1	TEL	096-352-5900 (熊本城総合事務所)
熊本博物館	古京町3-2	TEL	096-324-3500
夏目漱石内坪井旧居	内坪井町4-22	TEL	096-325-9127
小泉八雲熊本旧居	安政町2-6	TEL	096-354-7842
徳富記念園	大江4-10-33	TEL	096-362-0919
後藤是山記念館	水前寺2-6-10	TEL	096-382-4061
洋学校教師館ジェーンズ邸	水前寺公園22-16	TEL	096-382-6076
横井小楠記念館・四時軒	沼山津1-25-91	TEL	096-368-6158
立田自然公園	黒髪4-610	TEL	096-344-6753
リデル・ライト両女史記念館	黒髪5-23-1	TEL	096-345-6986
御馬下の角小屋	四方寄町1274	TEL	096-245-2963
北岡自然公園	横手2-1185	TEL	096-356-8005
熊本市動植物園	健軍5-14-2	TEL	096-368-4416

水前寺成趣園	水前寺公園8-1	TEL	096-383-0074
霊巖洞・五百羅漢・雲巖禅寺	松尾町平山589	TEL	096-329-8854
江津湖	江津	TEL	096-328-2524 (公園課)
熊本市現代美術館	上通町2-3	TEL	096-278-7500
熊本県立美術館(本館)	二の丸2	TEL	096-352-2111
熊本県立美術館(文館)	千葉城町2-18	TEL	096-351-8411
熊本県伝統工芸館	千葉城町3-35	TEL	096-324-4930
くまもと伝統工芸会館	川尻1-3-58	TEL	096-358-5711

スポーツ施設一覧

総合体育館・青年会館	TEL	096-385-1010
浜線健康パーク	TEL	096-379-6020
南部総合スポーツセンター	TEL	096-358-4311
託麻スポーツセンター	TEL	096-388-6177
アクアドームくまもと	TEL	096-358-2711
龍田体育館	TEL	096-338-9795
武蔵塚武道場	TEL	096-338-0817
明德体育館	TEL	096-245-0823
城山運動施設	TEL	096-329-0857
清水スポーツセンター	TEL	096-345-3837
北部体育館	TEL	096-245-3581
天明運動施設	TEL	096-223-0933
西部スポーツセンター	TEL	096-329-4008
河内グラウンド	TEL	096-277-2148
坪井川緑地	TEL	096-328-2523 (公園課)
五福小学校	TEL	096-359-0300/096-359-0500 (五福まちづくり交流センター)
小・中学校	TEL	096-328-2724 (社会体育課)
水前寺競技場	TEL	096-381-9323

野球場・ソフトボール場

水前寺野球場	TEL	096-381-9272
清水新地野球場	TEL	096-338-0814
北部公園運動施設	TEL	096-245-0983
今熊公園運動場	TEL	096-245-2965
飽田公園運動場	TEL	096-227-3288
渡鹿、秋津中央、柿原、錦ヶ丘、庄口、蓮台寺、小島、坪井中央、御幸中央、中島中央、川鶴団地公園	TEL	096-328-2523 (公園課)

庭球場

新屋敷公園、清水新地コート、熊本城公園 (三の丸)	TEL	096-328-2724 (社会体育課)
錦ヶ丘、庄口、八王子中央公園	TEL	096-328-2523 (公園課)
北部公園	TEL	096-245-0983

武道場

北部武道場	TEL	096-245-2111
川尻武道館	TEL	096-358-6880
北岡自然公園弓道場	TEL	096-354-8963

* 上記スポーツ施設を借りるときには、予約が必要な場合があります。使用料金については、各施設にお問い合わせ下さい。

「行政ガイドブック」

作 成： 熊本市国際交流課

住 所： 〒860-8601 熊本市手取本町1-1

電 話： 096-328-2070 F a x : 096-355-4443